

## 平成24年度 第2回 臨時役員会議事要旨

日 時 平成24年4月18日(水) 11時40分～12時10分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事, 緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長, 大島学長補佐

### 【 協議事項 】

#### (1) 臨時特例(減給支給)に係る対応について

学長から, 本学の臨時特例(減給支給)への対応については, 平成24年4月11日開催の役員会において, 文部科学省の通知, 運営費交付金の減額措置の見通し及び他の国立大学法人の動向などを踏まえて, 減額支給の実施期間や減額を除外する職員の範囲など, 本学としての対応方針(案)を協議したところであるが, 様々な情報, 状況等を鑑み, 対応方針の決定に向けて, 協議を進めたい旨の発言があった。

また, 総務部長から, 4月11日の役員会で検討した対応方針(案)に, 今後の対応として, 「運営費交付金の減額措置が仮に年度後半などとされた場合や交付金の減額幅が想定より小幅であった場合は, 既に役職員に減額支給した分との差額を役職員に還付する措置を年度末までに講じる。」を追加したこと, 4月12日に本学で行われた国立大学協会関係者との情報交換や4月13日に文部科学省訪問で得た情報等を鑑み, 本学としては, 本年5月1日付けで減給支給措置を実施することとし, 今後, 教職員組合との団体交渉, 過半数代表者との協議等を行ない, 4月25日の役員会で最終決定としたいことの説明があった。

さらに, 人事課長から, 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程改正案及び国立大学法人佐賀大学職員給与規程改正案について説明があり, 協議の結果, 本年5月1日付け実施に向けた作業を開始することが了承された。

また, 本件を持ち回り審議により経営協議会へ諮ることが併せて了承された。

#### (2) その他

特になし。

以 上